気候変動適応法に基づくクーリングシェルターに係る協定書

○○（以下「甲」という。）と旭川市（以下「乙」という。）は，気候変動適応法（以下「法」という。）に基づく指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）について，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は，熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう，当該施設のクーリングシェルターとしての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（協定の目的となるクーリングシェルター）

第２条　この協定の目的となるクーリングシェルターは，甲が別紙様式１「旭川市クーリングシェルター指定申込書（以下指定申込書）」を提出することで，法に基づくクーリングシェルターとして乙が指定したものとみなす。

２　乙は，クーリングシェルターに指定した施設の名称，開放可能日時，受入可能人数等を市民等へ公表する。

（施設の管理）

第３条　甲は，気候変動適応法及び同法施行規則に定めるクーリングシェルターの基準に適合するように，指定施設を適切に維持管理するものとする。

２　乙は，指定施設について，クーリングシェルターとして市民その他の者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは，甲に対し，改善を申し入れることができる。

（熱中症特別警戒情報の発表時の対応）

第４条　乙は，北海道を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは，その旨を速やかに甲に伝達するものとする。

２　甲は，前項の伝達を受けたときは，当該熱中症特別警戒情報の発表期間中，開放可能日時の範囲において，指定施設を一般に開放するものとする。

３　前項による指定施設の開放中における市民その他の者の滞在に係る対応は，甲においてこれを行うものとする。

（熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応）

第５条　甲は，熱中症特別警戒情報の発表時以外においても，市民その他の者が暑熱を避けるための滞在場所として，開放可能日時の範囲において，指定施設を一般に開放にするよう努めるものとする。

２　前条第３項の規定は，前項の規定により指定施設を一般に開放する場合において準用する。

（変更）

第９条　甲は，指定申込書に記載した内容に変更が生じる場合は，乙に速やかに報告するものとする。

（協定の有効期間）

第10条　この協定の有効期間は，協定締結日から当該年度の３月３１日までとする。ただし，指定期間満了日の１か月前までに，甲又は乙のいずれからも，相手方に対し，書面による指定の更新を中止する旨の申入れが行われなかった場合は，従前と同一の条件で，更に１年間更新されるものとする。

（協議）

第11条　本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関する疑義等が生じた場合は、甲及び乙で協議のうえ、定めるものとする。

本協定の締結を証するため，協定書２通を作成し，甲乙が記名押印のうえ，各自１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲

乙　旭川市７条通９丁目

旭川市

旭川市長　今津　寛介